

1 審議の目的

都市拠点公共施設整備事業の望ましいあり方検討に際して、図書館協議会としては、（仮称）京丹後市立中央図書館の目指す姿及びその実現に向けた必要なことについて、改めて協議し、ひいては市立図書館全体のサービス向上を図る。

その結果を踏まえ、都市拠点公共施設整備事業の見直し検討の観点となっている、立地や規模、機能、既存施設の活用、運営方針といったことについて、中央図書館として目指す姿の実現要件を満たしうるものは何か、判断材料とする。

2 前提

【市立図書館の基本的な設置目的】

図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理保存して、住民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため



【新たに付加、向上すべき役割】

- 中心的図書館「中央図書館」
- 生涯学習及び自己実現の支援のための「学びの拠点」
- 誰もが日常の中で気軽に立ち寄り、リラックスして過ごせる憩いの空間
- 多世代交流及びにぎわいの促進。地域コミュニティの活性化
- 京丹後市の魅力発信、郷土愛の育成
- 市民が主体的に地域課題解決や新たな価値創造に取り組むチャレンジへの支援

⇒ 基本的な図書館の役割も向上しながら、新たに目指す姿を実現するためには、ハードソフト両面でどういった取り組み、配慮等が必要か。

検討課題の整理

※議論の土台として各項目を記載しているが、協議会の議論のなかで、適宜、検討課題や対策の追加、修正を図りたい。

※答申でも示されている複合施設としての整備を仮に念頭においた内容

役割	検討課題	対策（事務局例）
資料の収集、整理保存、住民利用	<ul style="list-style-type: none"> 運営手法に関わらず、公平かつ適切な業務遂行を可能にする基準づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 選書や除籍等の方針や基準の作成 施設利用者数や貸出冊数のみを評価指標とはせず、満足度や子育て支援などの他機能に関連する成果なども含めて総合的に目標設定、評価を行う。
中央図書館（複合施設）	<ul style="list-style-type: none"> 他機能との相乗効果発揮のためのゾーニング、動線計画 所管部署も異なる他機能との連携体制構築（情報共有発信、共同企画の実施など） 複合施設ならではの連携事業展開 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階から運営の視点を取り込む方策を検討する。
気軽に立ち寄れる憩いの空間	<ul style="list-style-type: none"> 静寂の維持と交流促進、子ども連れでも気軽に利用できるといったバランスをどうとるか。 不特定多数の利用を前提としたセキュリティ等の対策。特にこどもの安全確保のための配慮 バリアフリー、ユニバーサルデザイン こどもの一時預かりなどの支援サービスとの連携 中高生の居場所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階における配慮事項の反映 騒音レベルに応じたエリア分け、BGM等の検討 多様な座席やスペース（静音室など） 採光計画、内装の素材、照明計画などを含めた空間デザイン
多世代交流、にぎわい創出	<ul style="list-style-type: none"> 独自性の内容、持たせ方 ターゲット設定及びアプローチ方針（利用者拡充の方策、開館日、時間設定） 共用スペースの設計ルール（飲食可能なスペース、多目的スペース等） 目指す姿に応じた資料の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ターゲット：子ども連れの利用者、高齢者（他のターゲットも要検討、具体的にどうアプローチするか）
市の魅力発信、郷土愛の育成	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な情報発信、展示等の方法 市民が主体となった企画の実施 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルサイネージや郷土資料の展示活用の検討 地域や各分野の専門家、専門部署等と連携した企画の実施 職員の専門性向上に向けた研修等の実施 市民アイデアを取り入れたイベント、市民主体の企画実施
市民のチャレンジ支援	<ul style="list-style-type: none"> 専門書も含む必要な資料の充実 チャレンジを後押しするような共同企画の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズの調査結果やアイデア提案を取り入れながら、選書、企画検討を行う。

運営手法

※予算提案時には、以下のような狙いから指定管理者制度による運営を念頭においた提案としていたが、目指す姿の実現に向けて最適な運営手法を検討する。また、民間ノウハウの活用についても、指定管理者制度による運営に限らず、設計段階や開館準備段階における業務委託や、専門人材の活用など様々な可能性を検討する。

1 指定管理者制度による運営を検討したねらい

- 複合施設としての整備運営であることや、多世代交流やにぎわい創出といった新たな価値創造が必要となる施設であったため、設計の段階からそういった運営ノウハウ、企画実施ノウハウを有する民間事業者と連携することにより、効果的かつ効率的な設計、施設運営が望めるのではないかという期待
- 子育て支援や建物の維持管理といった施設全体の管理運営を一括で複数年に渡って任せることによる、効率的な人員配置やスケールメリットによるコスト縮減効果への期待
- 専門人材（司書資格保有者や子育て支援に係る有資格者等）の確実な確保への期待 ※まずは市内での人材確保を前提に、確保が難しい場合は市外や民間事業者の有する人材資源のなかで配置が可能となる。
- 民間事業者の提案に基づく自主事業、収益事業の実施など、収益性の向上につながることへの期待

2 指定管理者制度による運営の懸念点及び補足

	懸念点	補足
専門性・質の維持	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者が必ずしも図書館サービスに関する高度な専門性（レファレンス、資料選定など）を有していないのではないか 地域特性や歴史、文化、郷土資料等に関する専門性が不足しているのではないか 収益性や効率性を優先した結果として、専門知識を有する職員が離職するリスクがあるのではないか 行政から図書館運営のノウハウが失われるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に係る専門性については、継続した講習実施が必要になるが、図書館運営の実績を一定有している民間事業者であれば、図書館サービス自体に対する専門性は行政と同程度に有している。 ただし、業者選定時の評価軸としてコスト縮減効果の割合を高くおいた場合、専門性の観点から望ましくない事業者が選定されるリスクや運営開始後の離職リスクが高まる可能性はある。 応募要件として司書資格保有者の最低確保人数や割合を設定する場合もある。
人材事業者の流動性	<ul style="list-style-type: none"> 職員の入れ替わりにより、ノウハウや情報の蓄積がされにくく、地域との関係性が途切れるのではないか 指定管理期間終了に伴い事業者が変わることにより、安定的なサービス提供が損なわれるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の図書館運営を担う会計年度任用職員等の雇用継承を行う事業者も多いため、個々の人材から見ると運営手法が変わっても関係性をつないだままで業務継続が可能（本人の意向が前提）。 行政として、雇用継承や市内での職員採用、職員の雇用条件などについて考え方を示す必要がある。
公共性・公平性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 収益性や効率性、事業成績を優先した結果として、図書館の公共性や公平性が疎かになるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な指定管理料を設定し、最低限の雇用水準や人員配置、業務内容といった基準は示したうえで、民間事業者の創意工夫の余地も残す必要がある。 選書や除籍等については、明確な方針を示す必要がある。 評価基準として、施設利用者数や貸し出し冊数といった項目だけでなく、レファレンスや郷土資料等の整理保存等の業務実績も評価できるよう留意する必要がある。
行政目的との乖離	<ul style="list-style-type: none"> 年数を経るなかで、行政の目指す図書館のあり方や政策目的と実際の図書館運営が乖離するリスクがあるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 運営責任者と定例会議やヒアリング等を行いながら、運営上の課題や苦情の対応状況、行政目標と事業内容に乖離がないか等のチェックを継続的に行う必要がある。 一方で、指揮命令系統が行政と民間で2つ並存すると、現場の混乱や効果的な運営の阻害につながるため留意が必要
市立図書館全体のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館以外の図書館・室の運営はどうなるのか 既存の図書館・室との効果的な連携をどのように図るか 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のまま残る1館2室（予算提案時の想定）は直営のままとする、もしくは全体を指定管理とするなど、仮に中央図書館を指定管理とする場合でも選択肢がある。